

目 次

津市告示

津市営住宅近傍同種の住宅の家賃

公示送達

津市収納代理金融機関の指定の一部を改正する告示

放置自転車等の撤去及び保管

津市議会定例会の招集

津市公告

開発行為に係る工事の完了

開発行為に係る工事の完了

開発行為に係る工事の完了

開発行為に係る工事の完了

開発行為に係る工事の完了

犬の抑留

津市農業振興地域整備計画の変更案等の縦覧

地籍調査の地図及び簿冊の閲覧

開発行為に係る工事の完了

令和2年1月分津市農用地利用集積計画の決定

地籍調査の地図及び簿冊の閲覧

津市上下水道事業告示

津市水道局指定給水装置工事業者の事業の廃止

津市水道局指定給水装置工事業者の事業の廃止

津市水道局指定給水装置工事業者の指定更新

津市教育委員会告示

津市教育委員会の招集

※ 目次には、JIS第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市告示第 6 号

津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 215 号）
第 16 条第 2 項及び津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 18 年津市規則第 203 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年度の津市営住宅に係る近傍同種の住宅の家賃を次のとおり定めたので告示する。

令和 2 年 2 月 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

市営住宅の名称	近傍同種の住宅の家賃
白塚団地 1 号館	32,800 円
白塚団地 2 号館	32,800 円
白塚団地 3 号館	33,100 円
白塚団地 4 号館	38,800 円
白塚団地 5 号館	39,500 円
一身田アパート	39,000 円
上浜町六丁目住宅	8,700 円
旭町 C B アパート	13,100 円
下部田簡耐住宅	8,700 円
大井アパート	24,800 円
大井住宅 A－1 号から A－12 号まで、A－15 号から A－18 号まで、D－1 号から D－4 号まで、D－15 号から D－20 号まで及び D－23 号から D－26 号まで	37,200 円
大井住宅 A－13 号、A－14 号、C－17 号から C－25 号まで、C－27 号、C－28 号及び D－5 号から D－14 号まで	37,800 円
大井住宅 B－2 号から B－27 号まで	39,300 円
大井住宅 C－1 号から C－16 号まで	38,300 円
高洲町アパート 1 号館	15,100 円
高洲町アパート 2 号館	17,700 円
高洲町アパート 3 号館	22,900 円

高洲町アパート４号館	24,900円
高洲町アパート５号館	25,900円
高洲住宅３番１号から３番１２号まで、６番１号から６番１２号まで、７番５号から７番８号まで、７番１０号から７番２０号まで、１０番５号から１０番２４号まで、１１番１号から１１番１２号まで、１１番１５号から１１番２２号まで及び１４番１号から１４番１８号まで	40,200円
高洲住宅７番１号から７番４号まで、７番２１号から７番２４号まで、１０番１号から１０番４号まで、１８番１号から１８番１０号まで、１８番１５号から１８番４１号まで、１８番４３号から１８番４９号まで、１９番１号から１９番１２号まで、２２番１号から２２番１２号まで及び２３番１号から２３番２４号まで	39,300円
新町２号館アパート	16,600円
新町３号館アパート	15,000円
新町４号館アパート	15,000円
千鳥アパート	42,700円
阿漕Ｂ住宅	9,900円
阿漕Ｃ住宅	9,900円
阿漕１号館アパート	13,600円
阿漕２号館アパート	14,400円
南阿漕１号館	27,900円
南阿漕２号館	31,800円
朝汐１号館アパート	11,500円
朝汐２号館アパート	12,600円
朝汐３号館アパート	13,200円
藤水団地１号館	41,400円
藤水団地２号館１０１号及び１０２号	44,500円
藤水団地２号館２０１号、２０２号、３０１号及び３０２号	39,700円

上弁財団地 1 号館	5 1 , 1 0 0 円
上弁財団地 2 号館 1 0 1 号から 1 0 3 号まで、2 0 2 号、3 0 2 号及び 4 0 2 号	4 2 , 4 0 0 円
上弁財団地 2 号館 2 0 1 号、2 0 3 号、3 0 1 号、3 0 3 号、4 0 1 号及び 4 0 3 号	5 1 , 5 0 0 円
ぜにやま団地 1 号館	1 0 , 8 0 0 円
ぜにやま団地 2 号館	1 1 , 9 0 0 円
ぜにやま団地 3 号館	1 1 , 6 0 0 円
ぜにやま団地 4 号館	1 3 , 0 0 0 円
ぜにやま団地 5 号館	1 2 , 4 0 0 円
ぜにやま団地 6 号館	1 4 , 3 0 0 円
ぜにやま団地 7 号館	1 4 , 8 0 0 円
ぜにやま団地 8 号館	1 5 , 2 0 0 円
ぜにやま団地 9 号館	1 5 , 9 0 0 円
ぜにやま団地 1 0 号館	1 5 , 9 0 0 円
ぜにやま団地 1 1 号館	1 5 , 9 0 0 円
ぜにやま団地 1 2 号館	1 7 , 4 0 0 円
ぜにやま団地 1 3 号館	2 2 , 1 0 0 円
ぜにやま団地 1 4 号館	2 2 , 3 0 0 円
ぜにやま団地 1 5 号館	2 4 , 2 0 0 円
ぜにやま団地 1 6 号館	2 5 , 2 0 0 円
ぜにやま団地 1 7 号館	2 8 , 2 0 0 円
ぜにやま団地 1 8 号館	2 8 , 2 0 0 円
ぜにやま団地 1 9 号館	2 7 , 1 0 0 円
藤方団地 1 号館	2 8 , 1 0 0 円
藤方団地 2 号館	2 9 , 5 0 0 円
藤方団地 3 号館	2 9 , 6 0 0 円
藤方団地 4 号館	2 8 , 5 0 0 円
城山アパート	1 1 , 1 0 0 円
西城山 1 号館アパート	1 4 , 9 0 0 円
西城山 2 号館アパート	1 4 , 9 0 0 円
西城山 3 号館アパート	1 5 , 4 0 0 円

西城山 4 号館アパート	1 5 , 4 0 0 円
西城山 5 号館アパート	1 5 , 2 0 0 円
西城山 6 号館アパート	1 5 , 2 0 0 円
小森団地 1 号館	4 5 , 9 0 0 円
小森団地 2 号館	4 2 , 5 0 0 円
高茶屋住宅	9 , 4 0 0 円
里ノ上 A 住宅	8 , 7 0 0 円
里ノ上 B 住宅	9 , 1 0 0 円
雲出 1 号館 1 0 1 号、2 0 1 号、2 0 6 号、3 0 1 号及び 3 0 6 号	6 7 , 4 0 0 円
雲出 1 号館 1 0 2 号、1 0 5 号、2 0 2 号、2 0 5 号、3 0 2 号及び 3 0 5 号	6 8 , 1 0 0 円
雲出 1 号館 1 0 3 号、1 0 4 号、2 0 3 号、2 0 4 号、3 0 3 号及び 3 0 4 号	7 2 , 5 0 0 円
雲出 1 号館 1 0 6 号	6 9 , 9 0 0 円
雲出 2 号館 1 0 1 号	7 1 , 5 0 0 円
雲出 2 号館 1 0 2 号、1 0 7 号、2 0 2 号、2 0 7 号、3 0 2 号及び 3 0 7 号	6 9 , 7 0 0 円
雲出 2 号館 1 0 3 号から 1 0 6 号まで、2 0 3 号から 2 0 6 号まで及び 3 0 3 号から 3 0 6 号まで	7 4 , 5 0 0 円
雲出 2 号館 1 0 8 号、2 0 1 号、2 0 8 号、3 0 1 号及び 3 0 8 号	6 9 , 0 0 0 円
野村団地	1 1 , 9 0 0 円
野村東団地	1 1 , 1 0 0 円
相川団地	1 3 , 2 0 0 円
森団地 1 号から 4 号まで及び 9 号から 1 2 号まで	9 , 0 0 0 円
森団地 1 3 号から 3 2 号まで	9 , 5 0 0 円
森団地 3 3 号から 4 1 号まで及び 4 3 号から 5 7 号まで	1 0 , 3 0 0 円
森団地 5 8 号から 7 2 号まで	1 1 , 8 0 0 円
森団地 7 3 号から 7 9 号まで	1 0 , 6 0 0 円
森団地 8 0 号から 8 9 号まで	1 1 , 0 0 0 円

中町団地 A	2 6 , 6 0 0 円
中町団地 B	2 8 , 8 0 0 円
相川西団地 A	2 8 , 6 0 0 円
相川西団地 B	3 6 , 5 0 0 円
明神団地	3 5 , 2 0 0 円
北口団地 A	3 7 , 0 0 0 円
北口団地 B	4 0 , 0 0 0 円
桃里団地 A	4 4 , 7 0 0 円
桃里団地 B	5 2 , 0 0 0 円
桃里団地 C	4 6 , 3 0 0 円
桃里団地 D 1 0 1 号及び 1 0 7 号	1 0 8 , 2 0 0 円
桃里団地 D 1 0 2 号から 1 0 4 号まで、2 0 2 号から 2 0 4 号まで、3 0 2 号から 3 0 4 号まで、4 0 2 号から 4 0 4 号まで、5 0 2 号から 5 0 4 号まで及び 6 0 2 号から 6 0 4 号まで	8 9 , 1 0 0 円
桃里団地 D 1 0 5 号、1 0 6 号、2 0 5 号、2 0 6 号、3 0 5 号、3 0 6 号、4 0 5 号、4 0 6 号、5 0 5 号、5 0 6 号、6 0 5 号及び 6 0 6 号	8 9 , 3 0 0 円
桃里団地 D 2 0 1 号、2 0 7 号、3 0 1 号、3 0 7 号、4 0 1 号、4 0 7 号、5 0 1 号、5 0 7 号、6 0 1 号及び 6 0 7 号	1 0 7 , 1 0 0 円
青木団地 1 号から 3 号まで、5 号から 7 号まで、1 0 号から 1 3 号まで及び 1 6 号から 1 9 号まで	1 3 , 8 0 0 円
青木団地 8 号、9 号、1 4 号、1 5 号、2 0 号から 3 5 号まで、3 7 号から 4 1 号まで及び 4 3 号から 4 6 号まで	1 3 , 0 0 0 円
藤ヶ丘団地 1 号から 3 号まで、5 号から 2 4 号まで及び 2 6 号から 3 7 号まで	2 7 , 5 0 0 円
藤ヶ丘団地 3 8 号から 4 1 号まで及び 4 3 号から 7 4 号まで	2 8 , 1 0 0 円
殿町住宅	3 7 , 2 0 0 円
新横山住宅	3 7 , 5 0 0 円

美里第 1 住宅 A 棟	3 4 , 5 0 0 円
美里第 1 住宅 B 棟	3 4 , 5 0 0 円
美里第 2 住宅 1 号館	1 7 , 2 0 0 円
美里第 2 住宅 2 号館	1 7 , 2 0 0 円
片野団地 A 棟	3 6 , 4 0 0 円
片野団地 B 棟	3 6 , 4 0 0 円
新沢田団地	1 9 , 0 0 0 円
奥津団地	6 , 1 0 0 円

下記の者の令和元年度国民健康保険料納入通知書は、住所居所不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第７８条により準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により公示送達する。

令和2年2月6日

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇 〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇

津市告示第 8 号

津市収納代理金融機関の指定（平成 1 8 年津市告示第 3 号）の一部を次のように改正し、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和 2 年 2 月 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

表中「株式会社商工組合中央金庫」を削る。

津市告示第 9 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）
第 12 条第 2 項、第 13 条第 2 項及び第 14 条に基づき撤去し、保管している
自転車等について、同条例第 16 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 2 年 2 月 10 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	3	令和 2 年 1 月 6 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	2	令和 2 年 1 月 6 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和 2 年 1 月 6 日
香良洲町地内	1	令和 2 年 1 月 6 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和 2 年 1 月 10 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和 2 年 1 月 10 日
久居西鷹跡町地内	1	令和 2 年 1 月 13 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和 2 年 1 月 14 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	2	令和 2 年 1 月 14 日
白塚町地内	1	令和 2 年 1 月 14 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	2	令和 2 年 1 月 15 日
高茶屋小森町地内	1	令和 2 年 1 月 15 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和 2 年 1 月 16 日
ポルタひさい公共自転車等駐車場	5	令和 2 年 1 月 21 日
寿町地内	1	令和 2 年 1 月 21 日
一身田大古曽地内	1	令和 2 年 1 月 21 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和 2 年 1 月 24 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和 2 年 1 月 24 日
栗真町屋町地内	3	令和 2 年 1 月 24 日
一身田町地内	2	令和 2 年 1 月 24 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	令和 2 年 1 月 29 日
津駅西第一公共自転車等駐車場	12	令和 2 年 1 月 30 日

津駅西第二公共自転車等駐車場	7	令和2年1月30日
津駅西第三公共自転車等駐車場	1	令和2年1月30日
津駅西第一公共自転車等駐車場	1	令和2年1月31日

2 保管期間

告示の日から90日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

059-222-6307

津市告示第 10 号

令和 2 年第 1 回津市議会定例会を次のとおり招集する。

令和 2 年 2 月 13 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 招集の日

令和 2 年 2 月 20 日

2 招集の場所

津市議会議事堂

津市公告第 8 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

令和 2 年 2 月 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
令和 2 年 1 月 29 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市上浜町六丁目 90 番 3 ほか 4 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市上浜町六丁目 92 番地
高橋 紀昭

津市公告第 9 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

令和 2 年 2 月 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
令和 2 年 1 月 30 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市高茶屋小森町字向山 2365 番の一部ほか 7 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
松阪市東町 601 番地 1
株式会社フェイスジャパン
代表取締役 中川 雄斗

津市公告第 10 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

令和 2 年 2 月 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 工事完了年月日

令和 2 年 1 月 30 日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市河芸町浜田字小脇 168 番 1 ほか 11 筆

3 許可を受けた者の住所及び氏名

鈴鹿市桜島町七丁目 16 番地の 3

株式会社第一不動産販売

代表取締役 安田 武史

津市公告第 1 1 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

令和 2 年 2 月 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
令和 2 年 1 月 3 0 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市雲出伊倉津町字十六割 1 2 7 2 番 1
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市雲出伊倉津町 1 2 7 1 番地 1
株式会社創和
代表取締役 猪狩 正治

津市公告第 1 2 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

令和 2 年 2 月 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
令和 2 年 1 月 3 0 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市藤方字内浜田 1 4 1 4 番 1 ほか 2 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市高茶屋小森町 4 0 0 0 番地 2
株式会社川崎ハウジング中部
代表取締役 川崎 昌美

津市公告第 1 3 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

令和 2 年 2 月 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 抑留期間 令和 2 年 2 月 7 日まで

抑留日	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
令和 2 年 1 月 3 0 日	津市一志町其倉	洋犬	茶白	メス	小	9 1 日未満	首輪なし
令和 2 年 1 月 3 1 日	津市白塚町	ヨークシャテリア	茶	オス	小	9 1 日以上	首輪なし 青色の服着用

2 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

三重県津保健所 衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 1 2

津市公告第 1 4 号

津市農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 1 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、本市に住所を有する者は、農業振興地域の整備に関する法律第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 1 条第 2 項の規定により、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、農業振興地域の整備に関する法律第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 1 条第 3 項の規定により、当該農用地利用計画の変更案に対し、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 1 5 日以内に異議を申し出ることができます。

令和 2 年 2 月 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間及び時間

期間 令和 2 年 2 月 4 日から令和 2 年 3 月 4 日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除きます。）

時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

2 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所

縦覧場所
農林水産部農林水産政策課（津市本庁舎 6 階）
久居総合支所地域振興課（津市久居庁舎 3 階）
河芸総合支所地域振興課（津市河芸庁舎 3 階）
芸濃総合支所地域振興課（津市芸濃庁舎 1 階）
美里総合支所地域振興課（津市美里庁舎 1 階）
安濃総合支所地域振興課（津市安濃庁舎 1 階）
香良洲総合支所地域振興課（津市香良洲庁舎 1 階）
一志総合支所地域振興課（津市一志庁舎 1 階）

白山総合支所地域振興課（津市白山庁舎 1 階）
美杉総合支所地域振興課（津市美杉庁舎 1 階）

- 3 農業振興地域整備計画の変更案に対する意見書の提出先及び異議の申出先
津市農林水産部農林水産政策課（津市本庁舎 6 階）

〒 5 1 4 - 8 6 1 1

津市西丸之内 2 3 番 1 号

F A X 番号 0 5 9 - 2 2 9 - 3 1 6 8

E - m a i l 229-3171@city.tsu.lg.jp

- 4 意見書の提出方法及び提出に当たっての留意事項

意見は、書面によるものとし、直接持参又は郵送するか、ファクシミリ又は電子メールにより送付してください。

津市の定める様式に住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を記載してください。

- 5 異議の申出方法及び申出に当たっての留意事項

申出は、書面（任意様式）によるものとし、直接持参又は郵送してください。

津市公告第 15 号

津市香良洲町の一部（馬場地区）の土地について、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成しましたので、同法第 17 条第 1 項の規定により公告します。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供します。

令和 2 年 2 月 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 地図及び簿冊の名称

香良洲②及び③地区の一部地籍図及び地籍簿案

2 閲覧期間

令和 2 年 2 月 6 日から同月 26 日までの 20 日間

上記期間のうち、同月 6 日から同月 10 日までの期間については、馬場区民会館にて行います。同月 12 日から同月 26 日までの期間のうち、土曜日、日曜日及び休日を除く日については、津市役所本庁舎 5 階建設部用地・地籍調査推進課にて行います。

3 閲覧時間

午前 9 時から午後 5 時まで

4 閲覧場所

津市役所本庁舎 5 階建設部用地・地籍調査推進課又は馬場区民会館

5 訂正の申出

閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、津市長に対し、訂正の申出をすることができます。

誤り等訂正の申出は、書面によることとなっていますので、各自印章を持参してください。

誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付します。

津市公告第 1 6 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

令和 2 年 2 月 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
令和 2 年 2 月 4 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市芸濃町棕本字東豊久野 2 9 7 9 番 1 ほか 5 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
 - (1) 津市芸濃町棕本 6 1 2 2 番地 3
水谷 優
 - (2) 津市大園町 4 番 2 4 号
中川 万紀子

津市公告第 17 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により津市農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

令和 2 年 2 月 10 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市公告第 18 号

津市美里町三郷の一部の土地について、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成しましたので、同法第 17 条第 1 項の規定により公告します。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供します。

令和 2 年 2 月 12 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 地図及び簿冊の名称

柳谷、柳谷 2 及び柳谷 3 地区の地籍図及び地籍簿案

2 閲覧期間

令和 2 年 2 月 12 日から同年 3 月 3 日までの 20 日間

上記期間のうち、同年 2 月 16 日及び同月 17 日については、梅林寺にて行います。同年 2 月 12 日から同月 14 日までの期間及び同年 2 月 18 日から同年 3 月 3 日までの期間のうち、土曜日、日曜日及び休日を除く日については、津市役所本庁舎 5 階津市建設部用地・地籍調査推進課にて行います。

3 閲覧時間

午前 9 時から午後 5 時まで

4 閲覧場所

津市役所本庁舎 5 階津市建設部用地・地籍調査推進課又は梅林寺

5 訂正の申出

閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、津市長に対し、訂正の申出をすることができます。

誤り等訂正の申出は、書面によることとなっていますので、各自印章を持参してください。

誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付します。

津市上下水道事業告示第 9 号

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 2 5 条の 7 の規定により、津市水道局指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があったので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 4 号の規定により告示する。

令和 2 年 2 月 3 日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

名 称	所 在 地	廃止年月日
中里建設	津市美杉町太郎生 2 1 6 0 番地 1	令和元年 1 2 月 3 1 日

津市上下水道事業告示第 10 号

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 25 条の 7 の規定により、津市水道局指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があったので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 18 年津市水道事業管理規程第 14 号）第 10 条第 4 号の規定により告示する。

令和 2 年 2 月 5 日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

名 称	所 在 地	廃止年月日
倉田電機商会	津市白山町佐田 1 6 4 7 番 地	平成 29 年 7 月 21 日

津市上下水道事業告示第 1 1 号

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 2 5 条の 3 の 2 第 1 項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 2 号の規定により告示する。

令和 2 年 2 月 1 0 日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

名称	所在地	指定の有効期間
有限会社丸藤建設	津市芸濃町棕本 5 0 2 2 番 地の 4	令和 7 年 9 月 2 9 日まで

津市教育委員会告示第 1 号

教育委員会を次のとおり招集する。

令和 2 年 2 月 4 日

津市教育委員会教育長 倉 田 幸 則

1 招集の日時

令和 2 年 2 月 1 0 日（月） 午後 3 時から

2 招集の場所

津市教育委員会庁舎 4 階教育委員会室

3 会議の事件

- (1) 令和元年度津市一般会計補正予算（第 1 0 号）＜教委所管分＞について
- (2) 令和 2 年度津市一般会計予算＜教委所管分＞について
- (3) 令和 2 年度教育方針について
- (4) 津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部の改正について